

関係者一覧

関係者役割		
一、行政		
①橋本市	空家等の発生の抑制、活用の拡大、適切な管理の確保、除却等の促進のため、法又は計画に基づく調査や情報提供、助言、指導等を進めるとともに、関係者間の最適な関係性を構築する。	
②和歌山県	和歌山県空家等対策推進協議会の取組を通じ、市に対し、空家等対策に関する情報提供を行う。関係士業団体の協力のもと相談会を開催する。空家等の接道が建築基準法上の道路に該当するか確認する。空家バンク等により空家等の活用を促進する。	
二、所有者等		
③所有者	所有する全ての建築物等及びその敷地の情報や管理状況について、家族で共有し、将来の管理者や処分方法等をあらかじめ相談する。自身又は家族による使用の予定がない場合は売却又は賃貸等を検討する。空家等になっているものについては周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理する。周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある場合は除却等による状態の改善に努める。	
④家族	家族が所有する全ての建築物等及びその敷地の情報や管理状況について、把握に努める。現在居住等使用しているものについては現使用者が使用しなくなった後、活用又は除却等されるまでの間放置することのないよう、将来の管理者や処分方法等をあらかじめ取り決めるよう努める。	
三、地域		
⑤近隣住民等	隣接地や接する道路に現に悪影響を及ぼしている、将来的に悪影響を及ぼすおそれのある空家等を把握した場合、市に情報提供する。	
⑥区及び自治会等	区及び自治会等の区域内における空家等数、人口動態、高齢化等の状況に応じて空家等の発生の抑制や活用、管理等に関する出前講座等の開催を市に要請する。	
四、事業者		
⑦協力事業者	協力可能な事業内容、対応可能な相談内容等を明確にし、相談を受けた所有者等に対し、空家等の発生の抑制、活用の拡大、適切な管理の確保、除却等の促進に繋がる助言や情報提供に努める。	
目指すべき関係性		
一、所有者等と地域の関係性		
③所有者が遠方に居住し、空家等の適切な管理、定期的な巡回等が不十分となっている場合、気づかない間に空家等の状態が悪化し、改修費用が高額となること、⑤近隣住民等の身体等に危害がおよぶ等損害が生じることが考えられる。また、実際に損害が生じていなくても、⑤近隣住民等が③所有者の連絡先を把握していない場合、いつ危害がおよぶかわからない空家等への不安感を抱く等日常生活に支障が生じることが考えられる。 ③所有者やその④家族が⑤近隣住民等や⑥区及び自治会等に対し、連絡先を伝えておくとともに、⑤近隣住民等や⑥区及び自治会等が空家等の状態の悪化等把握した状況を逐一③所有者やその④家族に報告できる関係を築いておくことで、状態悪化の早期発見や近隣住民等の実害の未然防止、不安感の解消を目指す。 また、自宅の増築や駐車場の確保等を敷地の拡大を希望する⑤近隣住民等と空家等の適切な管理や除却等の対策に要する費用の捻出が困難な③所有者の利害が一致する場合、活用及び適切な管理又は除却等の対策を同時に進めるため、空家等の売買又は無償譲渡を促す。		
二、地域と事業者の関係性		
空家等の発生を抑制するためには、空家等だけでなく、空家等になる可能性のある全ての住宅等を対象とした対策が必要であり、地域毎に異なる人口動態、高齢化等の状況、地域性を理解し、効果的な対策を見極める必要がある。 その地域の特性を最も理解している⑥区及び自治会等と専門的な知識や経験を有する⑦協力事業者が連携し、その地域が目指すべき状況や解決すべき課題、中長期的な取組の目標を明確化することで、地域住民を対象にした意向調査や出前講座等段階的な取組により、地域の全住民に発生の抑制の取組の重要性を浸透させられる体制を目指す。		